

令和7年12月定例会 意見書一覧表

件 名	提 出 者	賛 成 者
<p>[発議第11号]</p> <p>道教委「これからの中高生づくりに関する指針」(改定版)の見直しを求める意見書提出について (令和7年12月12日 採択)</p>	阿 部 隆 弘	阿 部 沙 希 栗 栖 陽 介 松 野 美哉子 高 橋 善 貞
<p>[発議第12号]</p> <p>国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書提出について (令和7年12月12日 採択)</p>	平 山 光 生	武 田 開 人 長 渕 豊 阿 部 隆 弘 松 野 美哉子 江 口 智 子 佐 野 弥奈美
<p>[発議第13号]</p> <p>再審法改正を求める意見書提出について (令和7年12月12日 採択)</p>	江 口 智 子	阿 部 沙 希 栗 栖 陽 介 長 渕 豊 平 山 光 生 佐 久 間 ふみ子 松 野 美哉子 松 村 康 弘
<p>[発議第14号]</p> <p>選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書提出について (令和7年12月12日 不採択)</p>	松 村 康 弘	平 山 光 生 佐 久 間 ふみ子 松 野 美哉子 江 口 智 子

道教委「これからの中高生づくりに関する指針」（改定版）の見直しを求める意見書

北海道教育委員会（以下、道教委）は、2023年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改訂版）」）に基づき、公立高等学校の配置計画を進めてきた。

しかし、毎年度繰り返される生徒数の減少を理由とした募集停止や再編・統合、間口削減により、道内の公立高校は急速に減少している。

その結果、2025年4月現在、公立高校のない市町村は55に上り、高校数は昨年度から3校減少した。

「指針（改定版）」では学校規模の基準明示が削除されたものの、「第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」といった基本的な考え方に基づき、今後も高校数の減少は続く見通しである。

当町の北海道中標津高等学校では、普通科が募集減により1学級減となっており、総合ビジネス科とともに定員割れが生じるなど、この問題はすでに現実のものとなっている。

また、2025年度から公立高校の授業料実質無償化が始まり、2026年度からは私立高校も実質無償化となる見通しである。

先行して同様の制度を導入した他地域では、公立校の定員割れと統廃合、私立高校の授業料値上げなどが結果として生じており、北海道においても地域間格差の増大や地方の衰退が加速する懸念がある。

多くの市町村は、地元の高校存続のために通学費や制服代の補助、給食提供などの財政措置を講じている。

しかし、これらの取り組みは本来、すべての子どもたちに等しく教育機会を保障する道教委が主体的に行うべきことである。

現状は、その責任が各自治体に転嫁されていると言わざるを得ない。

募集停止決定後には在校生の退学や転校が相次ぐなど、このままでは地域の教育・文化・経済の衰退を招き、北海道全体の活力低下につながることは明らかである。

道教委は広大な北海道の実情を鑑み、生徒数減少期だからこそ、少人数でも運営できる学校形態を確立し、地域の高校存続を基本に、すべての子どもに豊かな後期中等教育を保障すべきである。

そのためには、地域の意見や要望を十分に反映させ、地域の未来を展望した新たな高校配置計画と教育制度を創り出すことが不可欠である。

以上の趣旨に基づき、次の事項について強く要望する。

記

- 1 道教委「これからの中高一貫校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、少人数でも存続可能な学校形態を確立し、地域の高校を守ること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げる。
- 3 教育の機会均等を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の募集停止後に限定した運用の見直しと5年間の年限を撤廃すること。
- 4 すべての子どもが地元の高校で学べる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高等教育の実現に向けた検討を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

北海道中標津町議会議長 後藤一男

【提出先】 北海道知事 北海道教育委員会教育長

国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

広大な北海道の東に位置する本町の町道は、安全で快適な生活に欠かせない道路として、令和7年4月1日現在、646路線、624.2kmを町道認定している。町道のうち、道路改良が済んでいる割合（改良率）は、全体で約85.3%、舗装が済んでいる割合（舗装率）は、全体で約61.1%となっているが、未舗装の部分においては、近年の異常気象から局地的な大雨により道路の崩壊が多く、住民生活が脅かされており、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

また、中標津空港を中心とした広域交通ネットワークは、国民の食料供給や知床をはじめとする国内有数の観光地を支える社会基盤となっている。

さらに、災害時には空港と連携した救援物資輸送等の重要な役割を担うことから、道路網の分断は広域支援活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

これらの課題を解消し、地域が有する潜在力を最大限発揮していくためには、平常時・災害時を問わない安定した物流を確保するとともに、広域周遊観光を支える道路ネットワークの機能強化が必要不可欠である。

加えて、積雪寒冷地である本町では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

さらに、国ではガソリン税の暫定税率廃止による議論が進んでいるが、道路特定財源が縮減された場合、特に北海道のような道路維持コストの高い地域では、道路の安全性確保や除排雪体制に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。したがって、安定的かつ持続可能な道路財源制度の堅持・拡充が不可欠である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃金水準上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 冬期交通における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の安全な暮らしや経済活動を支える道路の整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 中標津空港を核とした広域物流・観光ネットワークの機能強化を図るため、主要幹線道路における耐災害性の向上、事故危険箇所の解消、冬期における安全性確保等の改良・強靭化対策を計画的に推進すること。
- 8 ガソリン税暫定税率廃止に伴う道路財源縮減の影響を回避するため、安定的な道路財源制度の堅持及び拡充を図ること。

再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者的人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた刑事訴訟法第四編再審（以下「再審法」という。）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的な保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うこととされており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

したがって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

よって、国においては、再審法を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

北海道中標津町議会議長 後藤一男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
法務大臣